



滋賀労働

滋賀県労働広報紙

663号
2022

滋賀県最低賃金の改正について

31円引き上げて、時間額927円

令和4年度の滋賀県最低賃金は、滋賀地方最低賃金審議会の答申を踏まえ、時間額927円に改正されます。効力の発生は、令和4年10月6日です。

最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜手当、賞与、臨時に支払われる賃金は含まれません。

【お問合せ先】

滋賀労働局労働基準部賃金室	TEL: 077-522-6654
大津労働基準監督署	TEL: 077-522-6616
彦根労働基準監督署	TEL: 0749-22-0654
東近江労働基準監督署	TEL: 0748-22-0394

●賃金引上げのための助成金制度については
滋賀労働局雇用環境・均等室 TEL: 077-523-1190



毎年11月15日は『滋賀県産業安全の日』



無災害運動(11月1日～30日)の参加申込み事業場に厚生労働省と滋賀県のイメージキャラクターをデザインした啓発ステッカーを配布します！

滋賀労働局では、平成3年以降、毎年11月15日を「滋賀県産業安全の日」と定め、滋賀県産業安全の日を中心とする1か月間の無災害運動を提唱し、各事業場で取り組んでいる自主的な安全衛生活動の活性化と労働者一人ひとりの安全意識の高揚を図っています。

今年度は、初めての取組として、滋賀県産業安全の日の協賛者滋賀県と厚生労働省のイメージキャラクターをデザインした労働災害防止啓発ステッカーを作成し、無災害運動に参加申込みいただいた事業場に配布させていただきます。

無災害運動の参加申込みは、従来の申込書による郵送・メール等の手続きに加えパソコンや・スマートフォンから簡単に申込みいただける【労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト】のご利用も可能になりました。

ぜひ、労働災害を発生させない職場づくりのため、たくさんの事業場の皆様のお申込みをお待ちしています。

詳しくは、滋賀労働局ホームページもしくは下記QRコードから内容をご確認ください。

滋賀県産業安全の日・無災害運動について、詳しくは

滋賀県産業安全の日



無災害運動の参加お申し込みは、

労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト



【お問合せ先】 滋賀労働局労働基準部健康安全課
TEL: 077-522-6650

目次	
表紙	滋賀県最低賃金の改正について 滋賀県産業安全の日
P2	育児・介護休業法の改正について 大企業に男女の賃金の差異の情報公表が義務化されました 労働者協同組合法の施行について
P3	毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です
P4	小学校休業等対応助成金の申請について 人材開発支援助成金
P5	移住支援金対象法人募集のお知らせ 産業雇用安定センターのご案内
P6	新規高等学校卒業予定者を採用予定の雇用主のみなさんへ 11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です！ 中小企業退職金共済制度のご案内
P7	令和4年度 滋賀県「不妊治療と仕事の両立支援前講座」のご案内 ～健康寿命延伸プロジェクト表彰～健康づくりの取組大募集
P8	在職者訓練のご案内 能力開発研修のご案内
P9	高齢者活躍促進セミナーのご案内 2022年度ハラスメント防止関連公開セミナーのご案内
P10	シルバー人材センターからのお知らせ 内職求人掲載しませんか
P11	労働委員会だより
P12	滋賀県中小企業働き方改革サポート診断事業 労働広報紙「滋賀労働」メール配信へ切り替えのお願い

10月1日～7日は全国労働衛生週間です
〔令和4年度スローガン〕

「あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場」

【重要】 広報紙「滋賀労働」についてお知らせがございます。詳細について裏表紙をご覧ください。

育児・介護休業法の改正

出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、育児・介護休業法が改正され、令和4年4月1日より順次施行されています。10月1日からは新たに産後パパ育休（出生時育児休業）が創設されます。また、育児休業の分割取得ができるようになります。

令和4年4月1日施行

- 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化
- 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

令和4年10月1日施行

- 産後パパ育休（出生時育児休業）の創設・育児休業の分割取得

	【新設】産後パパ育休 (R4.10.1~) 育休とは別に取得可能	育児休業制度 (R4.10.1~)	育児休業制度 (~R4.9.30)
取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能	原則子が1歳（最長2歳）まで	原則子が1歳（最長2歳）まで
申出期限	原則休業の2週間前まで	原則1ヶ月前まで	原則1ヶ月前まで
分割取得	分割して2回取得可能（初めにまとめて申し出ることが必要）	分割して2回取得可能（取得の際にそれぞれ申出）	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能	原則就業不可	原則就業不可

※上記以外にも、1歳以降の育児休業について開始日が柔軟化されます。また、特別な事情のある場合、1歳以降の育児休業の再取得が可能となります。

詳しくはコチラ



令和5年4月1日施行

- 育児休業取得状況の公表の義務化

・従業員数1,000人超の企業は、育児休業等の取得の状況を年1回公表することが義務付けられます。

【お問合せ先】 滋賀労働局雇用環境・均等室 TEL：077-523-1190

大企業に男女の賃金の差異の情報公表が義務化されました

令和4年7月8日、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令・告示が改正され、常時雇用する労働者が301人以上である企業に男女の賃金の差異の公表が義務付けられました。事業主の皆さまは、下記の改正内容をご覧の上、ご準備をお願いいたします。

7月8日の施行に伴い、「男女の賃金差異」の情報公表は、**施行後に最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後おおむね3か月以内に公表していただきます。**

情報公表

- ・男女の賃金の差異は男性労働者の賃金の平均に対する女性労働者の賃金の平均を割合(%)で示します。
- ・「全労働者」「正規雇用労働者」「非正規雇用労働者」の区分での公表が必要です。
- ・小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示します。

●公表のイメージ

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	〇〇.〇%
正社員	□□.□%
非正規社員	△△.△%

付記事項（例）

- ・対象期間：●●事業年度
(●年●月●日～●年●月●日)
- ・正社員：社外への出向者を除く。
- ・非正規社員：契約社員、パートが該当。
- ・賃金：通勤手当等を除く。

【お問合せ先】 滋賀労働局雇用環境・均等室 TEL：077-523-1190

令和4年10月1日「労働者協同組合法」が施行されます

多様な働き方を実現しつつ地域の課題に取り組む「労働者協同組合」

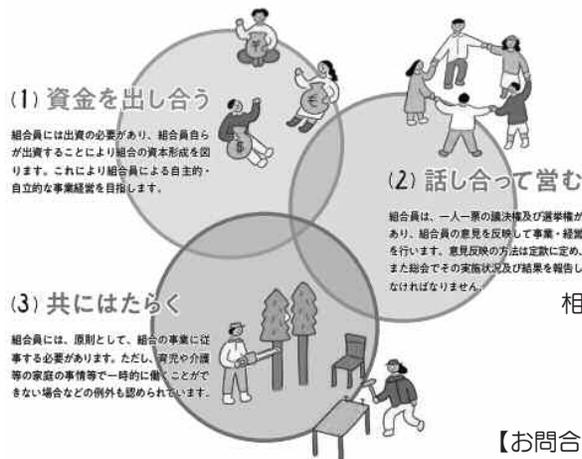
我が国では、少子高齢化が進む中、介護、子育て、地域づくりなど幅広い分野で、多様なニーズが生じており、その担い手が必要とされています。

担い手も不足している中、多様な働き方を実現しつつ、地域の課題に取り組むための新たな組織が求められています。

そこで、次の(1)～(3)の基本原則に従い、持続可能で活力ある地域社会に資する事業を行うことを目的とする労働者協同組合が創設されることとなりました。

基本原則

- (1) 組合員が出資すること
- (2) その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること
- (3) 組合員が組合の行う事業に従事すること



特設サイト
知りたい! 労働者協同組合法



知りたい! 労働者協同組合法

労働者協同組合法 相談窓口

相談内容 (法令関係、定款の作成、会計処理、税制関係等)

電話 0120-237-297

9:00-17:00 (土日・祝日・年末年始を除く)

【お問合せ先】滋賀県総合企画部県民活動生活課 TEL: 077-528-3419

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。今年も同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、滋賀労働局では、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を、今年も実施することとしています。

「過労死等防止対策推進シンポジウム」を実施します!

シンポジウムでは、有識者や過労死をされた方のご遺族も御登壇いただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります(参加は無料)。

日時: 令和4年11月29日(火) 13時30分~15時50分

場所: ピアザ淡海(滋賀県立県民交流センター) 大会議室

申し込み(HP): <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

【お問合せ先】滋賀労働局労働基準部監督課 TEL: 077-522-6649

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金の申請について

令和4年7月1日から9月30日の間の休暇取得における助成金申請のご案内です。

以下の子どものお世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります！

① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などをした小学校など（保育所等を含みます）に通う子ども

② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども

助成内容：有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

詳しくはこちら

休暇取得期間	日額上限額	申請期限
令和4年7月1日～9月30日	9,000円	令和4年11月30日(水)必着



【お問合せ先】滋賀労働局雇用環境・均等室 TEL：077-523-1190

企業内での人材育成に取り組む事業主の皆さまへ

デジタル分野などの社員教育に 人材開発支援助成金をご活用ください

「人への投資促進コース」を創設！

IT分野未経験	ITやデジタル分野で即戦力となる人材を育成したい 情報技術分野（IT分野）認定実習併用職業訓練【新設】
デジタル／成長分野	高度デジタル人材・高度人材を育成したい 高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練【新設】
サブスクリプション	オンラインの定額受け放題サービスで効率的に訓練を受けさせたい 定額制訓練【新設】
自発的能力開発	労働者の自発的な学び直しの費用を支援したい 自発的職業能力開発訓練【新設】
教育訓練休暇	労働者の自発的な学び直しのための時間を確保したい 長期教育訓練休暇制度／短時間勤務等制度【拡充】



・すべての訓練コースでオンライン（eラーニング）による訓練も対象としています。
・詳しくは、ウェブサイトをご覧ください。以下にお問い合わせください。

人材開発支援助成金

検索

【お問合せ先】滋賀労働局職業安定部職業対策課 TEL：077-526-8686

広告

はたらくあなたの、
いちばんそばに。



ろうきん
イメージモデル
高梨 臨

はたらくあなたへ、**笑顔**を届けに

近畿ろうきん

<https://www.rokin.or.jp>

お客さまセンター ☎ 0120-191-968

月曜～金曜9:00～18:00(祝日、12月31日～1月3日は除く)

移住支援金対象法人募集のお知らせ

**人材確保にお悩みの企業必見！
無料で首都圏に求人を出す方法知っていますか！？**

滋賀県では、国・市町と連携し、東京圏からの移住・就業者に移住支援金を支給する「移住就業支援事業」を実施しています。現在、東京圏からのU・Iターン就職希望者の採用をお考えの企業（対象法人）の登録を募集していますので、ぜひこの機会に登録申請をしてください。

移住支援金対象法人のメリット

○ 無料で求人掲載

移住支援金対象求人として、滋賀県が経営するマッチングサイト「WORKしが」や民間求人サイト3社（スタンバイ、求人ボックス、バイトルNEXT）に無料で求人掲載が可能です。

○ 移住検討者への企業・求人情報の発信

東京にある「しがIJU相談センター」や滋賀県にある「しがジョブパーク」に相談した移住者に向けて、企業・求人情報を発信できます。

○ 厚生労働省の中途採用等支援助成金（UIターンコース）の利用

移住支援金の受給者を採用された場合に採用活動に要した経費に対して助成金を受けていただける場合があります。※詳しい内容は右のQRコードからご確認ください。



登録等の手続きの流れについて、詳しくは県のHPをご覧ください。



県HP
QRコード

県のホームページURL：<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/308826.html>

【お問合せ先】 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課産業ひとつくり推進室
TEL: 077-528-3758 Email: fe0004@pref.shiga.lg.jp

失業なき労働移動をめざす人材マッチングの専門機関

はじめに

当センターは、厚生労働省、経済・産業団体や連合などと緊密な連携により、全国ネットワークで「失業なき労働移動」の課題に取り組み、1987年設立以来、約23万人の就職を実現。

産業雇用安定センターとは

全国ネットワークで、人材を送り出す企業と人材を受け入れる企業との間の様々な人材マッチングを行う、厚生労働省所管の公的機関です。
(無料職業紹介事業認可)

サービスのラインナップ

- ★再就職・出向等の人材マッチング（無料）
- ★人材育成・交流、キャリアアップ出向支援、コロナ禍の在籍出向支援（無料）
- ★60歳以上の方のキャリア人材バンク事業（無料）
- ★従業員向け、ライフプランなどのセミナー事業（有料）

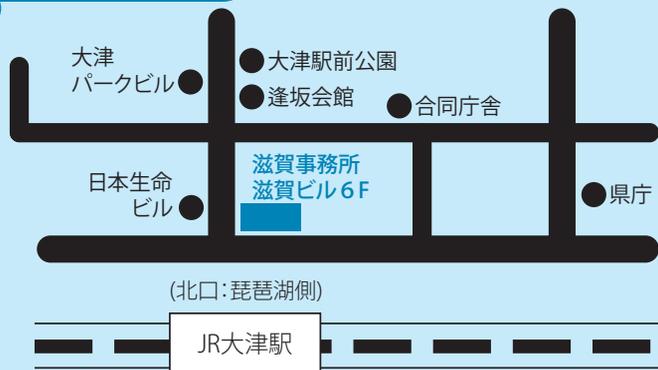
お気軽にお電話にてご相談ください！！

【お問合せ先】

公益財団法人
産業雇用安定センター 滋賀事務所

〒520-0051 大津市梅林1-3-10
滋賀ビル6階
★大津駅北口から徒歩3分
TEL：077-526-3991
FAX：077-526-2761

URL <https://www.sangyokoyo.or.jp/>



新規高等学校卒業予定者を採用予定の雇用主のみなさんへ

- ◇応募者に広く門戸を開くとともに、応募者の適性と能力に基づいた公正な採用選考をお願いします。
- ◇9月16日は新規高等学校卒業予定者の採用選考開始日です。
- ◇応募書類は「近畿高等学校統一用紙」を使用しましょう。
- ◇平成28年12月 部落差別解消推進法が施行されました。
- ◇採用選考時に本籍・出生地などの本人に責任のない事項を把握することや、身元調査を行うことは、就職差別につながるおそれがあります。

はとくらし、あそびのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省・滋賀労働局・ハローワーク（公共職業安定所）

【お問合せ先】滋賀労働局職業安定部職業対策課 TEL：077-526-8686

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です！

- ◆労働保険（労災保険と雇用保険の総称）は、労働者の皆さまが安心して働けるよう、政府が管理・運営している保険制度です。
- ◆厚生労働省（滋賀労働局）では、労働保険の健全な運営、費用の公平負担、労働者の皆さまの福祉向上のため、“労働保険未手続事業の一掃”に向けて年間を通じての啓発を図るとともに、11月1日から11月30日までの1か月間を、「労働保険未手続事業一掃強化期間」と定め、労働保険未手続事業の解消に向けた集中的な広報活動を全国的に展開しています。

労働保険とは

- 労災保険・・・労働者の方が業務中や通勤途上に事故に遭い負傷した場合等に、必要な保険給付を行う保険です。
- 雇用保険・・・労働者の方が失業した場合、労働者の雇用継続が困難となる事由が生じた場合等に必要な給付を行う保険です。

手続が必要な事業

労働者（パート、アルバイトも含みます）を1人でも雇用する全ての事業主は、仕事の内容、会社の規模、法人・個人事業の如何を問わず、労働保険の成立手続を行うことが法律上定められています。（ただし、農林水産業の一部を除きます）

手続するには

労働保険の手続は、事業の所在地を管轄する労働基準監督署（雇用保険の手続はハローワークになります）で行ってください。

なお、中小企業の事業主の方の場合は、事業主に代わって労働保険の事務処理を行う「労働保険事務組合制度」もありますので、ご活用ください。

【お問合せ先】 滋賀労働局労働保険徴収室 TEL：077-522-6520

「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業のための
国の退職金制度です。

毎年10月は加入促進強化月間です。

① 国の退職金制度！

掛金の一部を国が助成します。

② 外部積立型でラクラク管理！

管理や運用の手間がかかりません。

③ 掛金は全額非課税でオトク！

節税に加え、手数料もかかりません。

●パートタイマーさんも
ご加入いただけます。

●他の退職金・企業年金制度等
との資産移換も可能です。

詳しくはホームページをご覧ください

中退共

検索

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL (03) 6907-1234 FAX (03) 5955-8211

令和4年度 滋賀県「不妊治療と仕事の両立支援出前講座」のご案内

不妊治療を受ける方は増加傾向にありますが、仕事との両立はなかなか難しい状況にあり、職場内での不妊治療への理解を深め、仕事との両立のための休暇制度や支援など、職場の環境整備が望まれています。

滋賀県では、社員を支える職場の管理職や人事部職員等を対象に、出前講座を実施します。この機会に、不妊治療に関すること、職場での配慮などについて理解を深め、働きやすい職場環境づくりを進めていただきたいです。

内 容：不妊とその治療に関する基礎知識

企業における不妊治療と仕事の両立支援に取り組む意義 など

講 師：不妊症看護認定看護師

日 時：令和5年3月までの間で企業と相談して決定します

場 所：企業に出張（オンラインによる研修可能）

人 数：少人数から対応可能

費 用：無料

申込み：出前講座申込書を下記あて郵送またはメールにて送付してください。

【お問合せ先】 滋賀県健康医療福祉部健康寿命推進課

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

TEL：077-528-3653 FAX：077-528-4857

E-mail：eg0004@pref.shiga.lg.jp

～健康寿命延伸プロジェクト表彰～

“健康づくりの取組” 大募集!!

ウィズコロナの今、健康への関心はますます高まっています！

心身ともに元気に楽しく過ごすため、健康づくり等に関する取組や活動を積極的に行っている地域団体や企業・事業者を広く募集します。優良な取組事例は表彰し、県ホームページ等で広く情報発信します。

自薦・他薦問わず、ぜひご応募ください!!

募集締切り：令和4年10月31日（月）

表彰部門・取組例

【地域部門】

- 栄養、運動、喫煙対策、介護予防に関する取組
 - ・地域で体操や運動の取組、イベントで体力測定
 - ・高齢者サロンの取組、介護予防の各種取組 等

【企業・事業者部門】

- 健康づくり分野
 - ・コロナ禍で安心して働けるための取組 等
- がん患者等の治療と仕事の両立支援
 - ・就業場所や内容、労働時間の短縮等の治療に対する配慮の実施 等

詳細はこちら👉



表彰式

開催時期：令和4年12月中旬予定

両立支援に関する
してはこちら

【お問合せ先】

滋賀県 健康医療福祉部 健康寿命推進課

健康しが企画室

がん・疾病対策係

TEL：077-528-3657

TEL：077-528-3655

在職者訓練のご案内

滋賀県および（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部では、在職者の方々の技能向上を目的に、在職者訓練を開催しています。企業研修、自己啓発等にご活用ください。

◇県が開催するコース（技能向上セミナー）

- 機械系（測定技術、普通旋盤加工技術、フライス盤加工技術、NC旋盤加工技術、機械CADなど）
- 溶接系（アーク溶接特別教育、TIG溶接の基礎、産業用ロボット特別教育、溶接技能者評価試験準備など）
- 制御系（有接点リレーシーケンス、PLC・油圧・空気圧制御技術、Excel VBAなど）
- 塗装系（金属塗装技術）

◇（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部が開催するコース（能力開発セミナー）

- 機械系（機械設計、溶接、機械加工、測定、機械保全、生産管理など）
- 電気・電子系（シーケンス、PLC、回路設計、電気保全、Javaなど）
- 建築系（建築計画、意匠設計、構造設計、施工・管理など）

※コースの詳細（開催日・内容・受講料等）、申込み方法等については、下記にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

	滋賀県		（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部	
施設	高等技術専門校米原校舎 (テクノカレッジ米原)	高等技術専門校草津校舎 (テクノカレッジ草津)	滋賀職業能力開発促進センター (ポリテクセンター滋賀)	滋賀職業能力開発短期大学校 (滋賀職能大)
所在地	米原市岩脇411-1	草津市青地町1093	大津市光が丘町3-13	近江八幡市古川町1414
TEL	0749-52-5300	077-564-3297	077-537-1191 (訓練課 事業主係)	0748-31-2252 (学務援助課 援助係)
FAX	0749-52-5396	077-565-1867	077-537-1299	0748-31-2255
HP	https://www.pref.shiga.lg.jp/kougi/		ポリテクセンター滋賀ホームページ https://www3.jeed.or.jp/shiga/poly/ 滋賀職能大ホームページ https://www3.jeed.or.jp/shiga/college/	

能力開発研修のご案内

自己啓発として仕事に活かせる専門知識や能力を身につけたい方をお手伝いします。

研修名	開催日時	対象者	受講料	定員
				申込締切
品質管理基礎研修	10月14日(金) 9:30~17:00	・品質管理を基礎から学びたい方 ・ISO9001の推進者	会員11,000円 一般16,500円	25名 9月30日(金)
ISO9001内部監査員セミナー	11月10日(木)・11日(金) 9:30~17:00	・すでに認証登録された事業所に所属する方等	会員16,500円 一般22,000円	20名 10月28日(金)
リーダー・監督者の為の基礎研修	12月8日(木) 9:30~17:00	・管理監督者 ・管理職	会員 無料 一般16,500円	25名 11月25日(金)
教育技法(TWI-JI、JM、JR)基本速習研修	11月14日(月)・15日(火) 9:30~17:00	・管理監督者 ・管理職	会員16,500円 一般22,000円	25名 10月28日(金)

*会場：滋賀県職業能力開発協会（滋賀県大津市南郷五丁目2-14）

【お問合せ先】 滋賀県職業能力開発協会 能力開発課 TEL：077-533-0850
FAX：077-537-1351
URL：https://shiga-nokaikyo.or.jp/

高年齢者活躍促進セミナーのご案内

テーマは、『エイジレス社会における高年齢者雇用とは！』

高年齢者雇用に関する専門家による基調講演、高年齢者雇用に先進的に取り組んでいる企業の事例紹介を通して、生涯現役社会の実現に向け、どのように取り組んでいけばよいか、来場者の皆様とともに考えます。

- 1 日 時 令和4年10月28日（金） 13:30～16:00
- 2 会 場 ポリテクセンター滋賀 本館3階 5号室 （大津市光が丘町3-13）
- 3 後 援 滋賀労働局、大津商工会議所、公益財団法人産業雇用安定センター滋賀事務所
公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会、びわ湖放送株式会社、京都新聞
中日新聞社

- 4 プログラム 基調講演 「高年齢者の雇用確保から戦力化へ」
東京学芸大学 教育学部 教授 内田 賢 氏
- 県内企業における高年齢者雇用の先進事例の紹介
65歳超雇用推進プランナー 菊次 正純 氏
- 意見交換・質疑応答

- 5 参加申込方法 (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部 ホームページから参加申込書
(参加無料) をダウンロードの上、滋賀支部あてFAX又は郵送でお申し込みください。 HPはこちら↓
- 6 お問い合わせ先 (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部 高齢・障害者業務課
〒520-0856 滋賀県大津市光が丘町3-13
TEL : 077-537-1214 FAX : 077-537-1215
E-mail : Shiga-kosyo@jeed.go.jp



21世紀職業財団

2022年度 ハラスメント防止関連 公開セミナーのご案内

1. <オンライン> ハラスメント相談担当者セミナー ベーシック編

ハラスメントの基本的知識や相談対応の留意点など、相談担当者として身に付けておくべき専門スキルについて、ロールプレイを体験しながら学びます。

- 開催日時 2022年11月 1日（火） 13:30～16:30 担当講師 山内 理恵子
2022年12月 2日（金） 13:30～16:30 担当講師 村田 早苗
2023年 1月31日（火） 13:30～16:30 担当講師 三浦 剛
2023年 3月 2日（木） 13:30～16:30 担当講師 山内 理恵子
- 開催方法 オンライン（Web会議システムZoom利用・全国どこからでもご参加いただけます。）
受講料 15,400円（テキスト購入別途）

2. <オンライン> ハラスメント相談担当者セミナー アドバンス編

被害者、行為者、第三者への対応をロールプレイで体験します。相談担当になって1年未満の方でも、基礎的な内容から学べ、ロールプレイを通じて貴重な気づきが得られ研鑽を積む絶好のチャンスです。

- 開催日時 2023年 2月 3日（金） 9:30～16:30 担当講師 三浦 康子
開催方法 オンライン（Web会議システムZoom利用・全国どこからでもご参加いただけます。）
受講料 30,800円（テキスト購入別途）

【お問合せ先】 公益財団法人21世紀職業財団関西事務所
TEL (06) 4963-3820 FAX (06) 4963-3821
E-mail : kansai@jiwe.or.jp URL : https://www.jiwe.or.jp



多彩な力が活きる社会に
21世紀職業財団

シルバー人材センターからのお知らせ



◆技能講習 受講生募集

働く意欲のある60歳以上の方を対象に受講料無料の技能講習を開催します。

DIY技能講習、オフィスクリーニング技能講習
警備技能講習、ガーデニング体験講習

◆会員募集

働く意欲のある60歳以上の方のご入会をお待ちしています。

◆短期間・短時間に関わらずお仕事募集

人手不足のときは、所在地の市町シルバー人材センターへご相談ください。

活動等については、当連合会又はあなたの街のシルバー人材センターのHPをご覧ください。

【お問合せ先】

公益社団法人 滋賀県シルバー人材センター連合会
〒520-0054 大津市逢坂一丁目1番1号 テトラ大津3階
TEL : 077-525-4128 FAX : 077-527-9490
URL : <https://www.sjc.ne.jp/shigapref>

事業主の皆様へ

内職求人 を掲載しませんか



滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課では、毎月1回、内職求人情報誌を発行しています。求人情報は随時受け付けています。詳しくは下記までお問い合わせください。

【発行日】 毎月1日（原則）

【配布場所】 県内ハローワーク、各市町、関係団体等

県ホームページにも内職求人情報を掲載しています。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/300117.html>

【お問合せ先】 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課

TEL : 077-527-0450（内職専用ダイヤル） FAX : 077-528-4873

随時募集

掲載無料

マイホームのお悩み ご相談ください！ 滋賀県住宅生協のリフォームで暮らしを快適に

広告



新しく機能的に

キッチン
浴室・洗面化粧室
トイレ
のリフォーム



お部屋まるごと

リビング・ダイニング
窓・フローリング
寝室・子供部屋
のリフォーム



老朽化や省エネ

太陽光発電
屋根・外壁
玄関まわり・塀まわり
のリフォーム



外廻りもお洒落に

カースペース
バルコニー
ガーデンスペース
のリフォーム



滋賀県住宅生協 (滋賀県勤労者住宅生活協同組合)

077-524-2800

滋賀県住宅生協

検索

滋賀県知事 (14) 第631号 滋賀県大津市打出浜2番1号 コラボしが21 6階 定休日/火・水・祝 営業/9:00~18:00

<https://www.shiga-jutaku.jp/>



労働委員会
だより

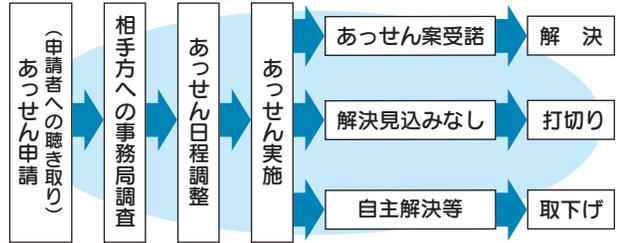
雇用のトラブルまず相談、次にあっせんを!

～10月は「個別労働関係紛争処理制度(労働相談・あっせん)周知月間」です!～

あっせん制度とは?

労働委員会では、正社員や契約社員・パート社員、派遣社員など一人ひとりの労働者と使用者との間に生じた労働関係紛争を解決するため、労働問題について経験豊かなあっせん員が労使双方から話をお聴きし、助言を行い、話し合いによる解決ができるよう、お手伝いをする「あっせん制度」を設けています。

あっせんの流れは?



あっせんの対象は?

労働者と使用者との間に発生した労働条件や雇用に関するトラブルで、当事者間での自主的な解決が困難となったものが対象となります。例えば、次のような事案があります。



- (労働者)
- ・最初に示された労働条件が実際の状況と違う。
 - ・職場でパワハラやセクハラを受けた。
 - ・突然会社から解雇すると言われた。
 - ・辞めたくないが上司から退職届を提出するよう強要されている。

(使用者)

- ・やむを得ない事情で社員に配置転換を命じたが理由なく拒否された。
- ・勤務態度に問題のある社員がいる。
- ・社員から高額な退職金を要求された。



申請方法は?

あっせん申請書を事務局へご持参ください。申請書は事務局で直接お渡しするほか、ホームページからダウンロードすることができます。
※メールやFAXによる申請は受け付けておりません。

毎月、原則として第4金曜日には

「月例労働相談」を開催中!

開催時間：14:45～

開催場所：滋賀県労働委員会

募集人数：毎回3名(組)まで

お問合せ先：077-528-4472

10月は県内各地で労働相談会を開催します!

- ★ 労働委員会の公益委員、労働者委員、使用者委員が、三者一組で丁寧に相談に応じます。
- ★ 労働者、労働組合、事業主の方など、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。

※下記への事前申込みが必要です。各相談日の前日(日曜日開催分は直前の平日)の17時までにお申込ください。

開催日	時間	会場	所在地
10/7 (金)	14:45 ～17:10	滋賀県労働委員会 県庁東館5階	大津市 京町4-1-1
10/8 (土)	13:00 ～16:00	滋賀県消費生活セン ター2階会議室	彦根市 元町4-1
10/16 (日)	13:00 ～16:00	滋賀県男女共同参画 センター2階研修室A	近江八幡市 鷹飼町80-4
10/25 (火)	17:30 ～20:00	草津市市民交流プラ ザ5階小会議室4	草津市 野路1-15-5
10/28 (金)	14:45 ～17:10	滋賀県労働委員会 県庁東館5階	大津市 京町4-1-1

お問合せ先

滋賀県労働委員会事務局

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号(県庁東館5階) TEL 077-528-4472

申込受付中！

中小企業の皆様へ
働き方改革を計画的に進めてみませんか？

滋賀県中小企業働き方改革サポート診断事業

労務環境の改善を図り、企業の持続的経営につなげていくことを目的に、「滋賀県中小企業働き方改革サポート診断事業」（滋賀県社会保険労務士会を実施主体とした県補助事業）を今年度より開始しました。企業経営における「人」の専門家である社会保険労務士が企業へ訪問し、働き方改革の推進について、助言・提案させていただきます。

例えば…

- ・そもそも「働き方改革」の何から手をつけたらいいかわからない
- ・就業規則を見直したことがない
- ・生産性向上というけれど、具体的に何をすればいいのかわからない
- ・人手不足の解消に向け、雇用環境を整えたい
- ・助成金の活用の仕方がわからない
- ・年次有給休暇を年に5日以上取得していない従業員がいる など

相談無料

専門家である社会保険労務士が「働き方改革」をお手伝いします。ぜひご相談ください！

☆サポート診断の流れ☆

- ①お申し込み
- ②現状のヒアリング…社会保険労務士が労務環境の現状をヒアリングします。
- ③改善案の提示…ヒアリングした内容を元に社会保険労務士が改善案を提示します。
- ④取組の検討…提示した改善案を元に計画的な取組の実施について一緒に検討します。
- ⑤経過確認…2, 3か月後に経過確認をします。

※労務管理や人材確保について社会保険労務士と顧問契約を結んでいない中小企業等が対象となります。
※予定数（約40社）に達した時点で締め切ります。

【お問合せ先】 滋賀県社会保険労務士会

所在地：〒520-0806 大津市打出浜2番1号 コラボしが216階

TEL：077-526-3760 FAX：077-526-1800 HP：<https://www.sr-shiga.com>

広報紙「滋賀労働」について重要なお知らせ

～労働広報紙「滋賀労働」メール配信へ切り替えのお願い～

滋賀県では、2050年CO2ネットゼロを目指し、その実現に向けた取組を進めています。広報紙「滋賀労働」については、2022年12月発行号より順次、お手続きがお済みの方への紙面の郵送を廃止し、メールでの配信に切り替えていく予定です。

2022年9月20日から随時登録を受け付けますので、お手続きをお願いいたします。

「滋賀労働」は、県内の事業所・労働組合・労働者の方等を対象に、年4回、労働に関するさまざまな情報（法改正、制度、イベント、セミナーなど）をお届けしています。

労働広報紙「滋賀労働」のメール配信への切り替えは、
右のQRコードからお手続きください。



【お問合せ先】 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課

TEL：077-528-3751 Email：fe0001@pref.shiga.lg.jp

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 〒520-8577 大津市京町4-1-1

TEL：077-528-3751 FAX：077-528-4873 URL：<https://www.pref.shiga.lg.jp/> E-mail：fe00@pref.shiga.lg.jp